

2020/4/13（第1版）

2020/6/1（改正）

建設産業会館における新型コロナウイルス感染症への対応について

建設産業会館における新型コロナウイルス感染症のクラスター感染発生リスクを回避するため、原則として下記の対応をとることとする。

記

1. 会館内就業者に感染者が出た場合

- ① 感染者が出た事業所を閉鎖とし、当該事業所及び共用部分の消毒※を行う。
- ② 当該事業所内就業者及び当会館内就業者で発症者との濃厚接触者は2週間の自宅待機とし、在宅勤務とする。2週間経過後、発熱等風邪症状が見られない場合は待機解除とする。
- ③ 当該事業所が存するフロアの他事業所は消毒が完了するまで閉鎖とする。
- ④ 事業所間を越えて2名以上の感染者が出た場合は原則として全館閉鎖とし、全館を消毒※する。就業者の取扱いについては②と同様とする。
- ⑤ 感染者が出た事業所の封鎖解除は2週間経過後の状況を見て判断する。

※ 消毒は環境整備㈱に委託することとし、費用については応分の負担を求め
る。

2. 会館内就業者に会館以外で発生した感染者との濃厚接触者が出た場合

- ① 「濃厚接触者」とは、感染者の感染可能期間に接触した者のうち次の範囲に該当する者とする。

(ア) 感染者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機内等を含む）があった者。

(イ) 適切な感染防護無しに感染者を診察、看護若しくは介護していた者

(ウ) 感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

(エ) その他：感染者の発症2日前から手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

② 濃厚接触者は2週間の自宅待機とし、在宅勤務とする。2週間経過後、発熱等風邪症状が見られない場合は待機解除とする。

③ 当該事業所は消毒が完了するまで閉鎖とする。

3. 会館内就業者に発熱等の症状がある場合

① 37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさ、または咳、喉の痛みなどの風邪症状が見られる場合は、4日以内で出勤を控え様子を見ることとする。

② 4日以内に風邪症状のいずれもが治まれば、治まった後1日をおいて出勤することとする。

4 会館内における研修など集会の取扱い

① 全国的かつ大規模な催事等はリスクへの対応が整わない場合は中止または延期などを考慮すること。

② 開催をする場合に当たっては、感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）を実施し、屋内においては収容定員の半分程度（大会議室40名程度、特別会議室12名程度、1階研修室18名程度、屋外においては200人以下の参加で、人と人との距離を十分確保して行うこと。

③ 特定警戒地区から講師を招くことは極力控えること。

④ 上記により開催した場合、開催者は、集会等終了後、消毒液等により、会場のドアノブ、机、椅子、スイッチ、手すり等（トイレ等共用部分を含む）の拭き掃除を行うこと。

5 職場内及び職員の対応

- ① 職員は毎日検温するなど健康確認を行うこと
- ② 会館出入時など、こまめに手洗い等に努めること。なお、手指消毒用アルコールは今後不足することが懸念されることから、できるだけ来館者用とすること。
- ③ マスクを着用するとともに、咳エチケットを徹底すること。
- ④ 密閉空間・密集場所・密接場所など感染リスクの高いとされる場所へ行かないこと。